## ◎佐賀県条例第39号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和28年佐賀県条例第59号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(退職手当の支給)

(退職手当の支給)

## 第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上 勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則に より、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。) が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超 えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとさ れているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」 という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並 びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職 に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

#### 3 略

(失業者の退職手当)

#### 第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場

# 第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上 勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則に より、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。 第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(佐 賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条第1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数 の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数 を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。) 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに 至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされてい るものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満 の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。) による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条 中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続 した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分 以外の部分を除く。)の規定を適用する。

改正後

#### 3 略

(失業者の退職手当)

# 第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場

改正前	改正後
合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員 以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法 令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要 しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上あ る月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて 雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた 者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限 る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むもの とし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げ る期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全 ての期間を除く。 (1)・(2) 略	合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で <u>勤務日数</u> が <u>職員みなし日数</u> 以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
3~17 略	3~17 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。 (佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年佐賀県条例第62号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附則	附則
$1\sim4$ 略	1~4 略

# 改正前

5 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月をこえるに至った場合(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

#### 6 略

7 附則第5項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者 であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた 者を含む。)に対する<u>新条例</u>第7条の2の規定の適用については、 同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

#### 8 · 9 略

# 改正後

5 佐賀県職員の退職手当に関する条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月をこえるに至った場合(附則第3項の規定に該当する場合を除く。)には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、同条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する同条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

## 6 略

7 附則第5項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する<u>佐賀県職員の退職手当に関する条例</u>第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

# 8 · 9 略